

【論 説】

中世都市と共和主義

的射場 敬一

目 次

はじめに

1. 中世社会の法秩序と中世都市の形成
 1. 1. 中世都市の形成
 1. 2. 掠奪とフェーデー中世の法秩序—
 1. 3. 神の平和運動と誓約団体による自治権獲得運動
2. 誓約兄弟盟約と自治都市
 2. 1. 商人ギルドと自治権獲得
 2. 2. 都市の空気は自由にする
 2. 3. 慎意からの自由

結びに代えて

はじめに

共和政や共和主義のことを英語では republic あるいは republicanism というが、それはラテン語の res pubulica すなわち「公共の事柄」という語に起源をもっている。共和政ローマでは、res pubulica とは res privata つまり「私的な事柄」という語との対比で使用された概念である。この概念が意味したのは、ローマの民衆が家族生活という私的領域においてだけでなく、私的領域の外部にあって共同生活を可能にするために必要な共通の事柄を処理するための空間としての公的領域においても生きた¹⁾、ということであった。それゆえ共和主義というのは、ペチットがいうように権力者の「恣意的な干渉」から自由であるために、人びとが何よりも人格的な自由を手に入れ、そして法的に平等な主

中世都市と共和主義（的射場）

体として政治に参加し、市民として公の事柄を担うことである²⁾。共和政とは、このような市民が政治に主体的に参加し、公の事柄を運営するように制度化された政治体のことである。

このような共和政に対立する概念が、王政（monarchy）である。共和政という形態をとった国家が、近代以前の社会ではほんの数えるほどしかなかったのに比して、王政は共和政よりもずっと古く、そしてまたごくありふれていた。このことは、私たちは自然の諸関係においては自由でも平等でもなく、そうである以上、力において優れたものがその実力を行使して当該共同体をまとめあげ、そこでの支配者になることはある種必然である、という歴史の常識から説明できることであろう。王政においては、民衆からの富の収奪を容易にするために民衆を公的領域から排除し、国王とその側近が支配者として公務を独占した。かかる社会では、ある人は生れながらに支配者であり、そしてその他の大多数の人びとは生れながらの被支配者として觀念せられ、支配は国王にとっての権利となり、服従は民衆にとって義務となった。支配者と被支配者とは、生まれによって区別されていた³⁾。それゆえそこでは民衆に政治参加の権利があるとか、あるいは民衆も支配者になりうるなどという共和主義的觀念は、そもそも成立し得ようはずもなかった。

ハンナ・アレントは、中世ヨーロッパにおいては「さまざまな人民の権利、古くからある人民の特権と自由のなかで、統治に参加する権利だけはだれの眼にもはっきりとわかるほど欠如していた」のであり、「近代以前の政治的用語のなかには、支配者に反抗する被支配者の蜂起を表現する言葉はたくさんあるけれども、被支配者が支配者そのものになるほどラディカルな変化を表現する言葉は一つもなかった」⁴⁾ という。確かに、民衆を公的領域からアприオリに排除する王政の原理が、封建社会を支配していたのである。そこでは、土地を媒介にした階層的な身分関係の網の目が社会のすみずみにまで広範囲にわたって張りめぐらされ、人の人に対する身分的支配関係を通じて、国王を頂点とする大規模な人的階層制が形成された。この階層制の上層には、専門的騎士階級が支配階級として君臨し、最下層には領主の家産制的支配に服する農民が、農

奴の身分として生産活動に携わっていた。自由民としのての領主・貴族は、村落共同体を軍事力でもって防衛し、その治安を維持し、行政権、裁判権をもつて農民を支配し、それらの権力にもとづいて農奴としての農民に貢租・賦役を課していた。領主・農奴関係は、政治参加の権利がある自由民と、その権利があらかじめ剥奪されている非自由民の関係でもあった。アレントの指摘は、この限りで正しい。

11世紀末から登場するヨーロッパの中世都市は、封建領主の支配下にあり、平和を保証された要塞と経済的な市場として成立したが、やがてその封建領主の直接的支配を脱し、自治都市として成長していく。そこには、このような中世封建社会において、市民的なるもの、共和主義的なるものの具現を見ることができるのではないだろうか。この中世都市について、歴史家の堀米庸三は、それはまさしく「規模こそ小さいが、本質上国家と呼ばれる団体の原型である」⁵⁾と指摘している。古典古代のギリシア・ローマにみられた共和主義の理念は、近代の市民革命によって生まれる共和国において復活するのであるが、その実践におけるモデルを、私たちは、ヨーロッパの中世都市の中にも見ることができるのでないか。それが、本稿の課題である。

1. 中世社会の法秩序と中世都市の形成

1. 1. 中世都市の形成

10世紀の中頃以降になると、南からのイスラムの侵入、東からのフン族の侵入、北からのヴァイキングすなわちノルマン民族の侵入がやみ、西ヨーロッパにはキリスト教世界としての一応の平和がもたらされた。外民族の侵入によって余儀なくされていた人間集団の孤立状態は終わりを告げた。社会の安定は人口を増加させ、人口増加は耕地の拡大を引き起こした。森林や荒れ地が開かれ、沼沢地が干拓された。交易が活発になり、市場が必要になった。余剰生産物を売買する場所としての市場、すなわち都市が必要になったのである。

だがヨーロッパの場合、この市場という経済的条件からだけでは、都市の成

中世都市と共和主義（的射場）

立は説明できない。都市形成に不可欠な条件は、「交通の便と安全」⁶⁾ であったと言われるよう、都市は外敵から守る要塞でもあった。中世都市の市民を意味した「ブルジョアジー」(bourgeoisie) という言葉は、もともとは「ブルグ(bourg)」すなわち「要塞」の住人、「要塞に住む人」⁷⁾ という意味であったのである。ライン河畔やドナウ河畔では瓦解したローマ都市の廃墟の上に市場広場と防禦施設として町の周囲を取り巻く城壁をもった都市が再生し、またローマ人が定住していなかったドイツ地域でも誕生した。商人と職人、定住者と移住者とからなるあらたな共同体が生まれ育ったのである⁸⁾。

ヨーロッパの中世都市は、4つの共通した施設すなわち市場広場、教会、町の周囲を取り巻く城壁、市庁舎をもつと言われている。とりわけ教会と市庁舎が、ヨーロッパの中世都市を独自なものたらしめた自治⁹⁾ のシンボルであるが、それは都市建設の最初から存在したのではなく、数世紀にわたる闘争の結果獲得されたものである。初期の都市では、市民はもともと都市領主の保護のもとにあり、司教やその依託を受けた人、あるいは王に任命された伯爵らが市の支配者、つまり都市領主として君臨していた。かれらは職人と商人を自分の意志に従わせていた。都市は、少なくとも、一人の領主支配下で独自の裁判管区をすでに形成していたのである¹⁰⁾。

都市が都市領主の支配から抜け出て、経済的に独立し自治権を獲得するにいたるのに与って力があったのは、新たな集団すなわち遠隔地商人の定住である。かれら遠隔地商人は、当時なお隊商を組み、仲間同士で企てた広範囲にわたる共同の商用旅行を行なっていたので、そこで育んだ連体感を持ち続けていた。この遠隔地商人という経済的出自をもつ都市の上層市民こそが都市の自治権獲得運動の起動力となり、有力市民として、つまり名望家として都市の指導的な役割を演じることになるのである。

自治権獲得のチャンスは意外なところから生じた。聖職者の任命権は誰にあるかをめぐっての争いである叙任権闘争は、国王あるいは皇帝とその封建的臣下である都市領主たる司教や大司教の間に、亀裂を生んだ。司教はこの叙任権闘争のなかでは当然法王に味方し、都市の上層市民である商人に対する搾取も

中世都市と共和主義（的射場）

強めた。これに対して都市の市民の側では、ウイックという商人定住地域はもともとは皇帝あるいは国王のものであり、われわれは自由な自治を認められていたはずだ、都市領主の封建的支配に服する法理はない、と反撃した¹¹⁾。特に有名なのは、1074年に起きたケルンの大暴動である。仲裁を頼まれた神聖ローマ皇帝は、これまで都市領主たる司教と結んでいた封建関係をやめて、大商人・小商人・手工業者などからなる団体に対して「ケルンの市民たちへ」という特許状を渡した。この団体のことを「コンユラティオ」すなわち誓約団体という。これをきっかけにライン川に沿った司教支配の諸都市に都市領主に反抗してのコミューン運動が広がったのである¹²⁾。多くの場合、都市を味方につけようとした国王の支持もあって、市民側の勝利に終わり、ヨーロッパに特徴的な自由都市、つまり封建権力から解放され、国王に直属する自治都市が生まれたのである。国王に叛むいた都市領主たる司教は、市民によって都市から追放され、窮地に立っていた国王が最大の栄誉をもって市内に迎え入れられたのである¹³⁾。

なぜ市民が、誓約共同体を形成し、都市の自治を求める運動を起こし、自治権を獲得していくのかについては、当時の時代状況、もっと大きく言えば、中世の法秩序についてみておかなければならぬだろう。

1. 2. 掠奪とフェーデ—中世の法秩序—

中世のヨーロッパは、「本質的には、『暴力』的社會」であり、「権力分散的で、自力救済を基軸とする社會」であった。それゆえ、「人は自らの実力を頼りとし、生計を維持し紛争の解決をはかるにも、しばしば生の実力つまり暴力に訴えた」のであるが、「それは、一つの習俗であり、それ自体は必ずしも不当でも不法でもな」かった¹⁴⁾。

もちろん、自力救済を基軸とする「暴力」的な社会であるからといって、法が存在しないわけではなかった。それどころか、「王は神と法のもとにある」（ブラクトン）¹⁵⁾と言われたようにまさしく法が主権者であるような社会であった。だがその法は近代国家の法とは異なって、制定された成文法でなく、

中世都市と共和主義（的射場）

「伝統の良き正しき慣習」であった。法とは、「利害関係者たちの抱く－伝統に呪縛された－支配的な正義感情」¹⁶⁾ にほかならなかった。「何が法であるかを決定し、その法の実効力を保証するにたるだけの、他に優越するような権力が存在していなかった」¹⁷⁾ のである。したがって、紛争当事者同士の利害が対立し、何が法であるかについて法意識が分裂し、それぞれが自己の主張の正当性を固守して譲らないときは、法・不法の判定権を一人一人の個人がもっていたがゆえに、争いは結局は「神の意志」を問うことによって決着をつけるほかはなかった¹⁸⁾。法は永遠の昔から、見えない神の法典のなかにしめされており、人びとは実力の争いを通じて神の法の顯示をもとめたのである。とりわけ、一方の当事者が皇帝（または国王）や教皇である場合には、彼らは地上における最高の裁判官であるがゆえに、もはや裁判によって問題を解決することは不可能であり、神判という方法に訴えざるをえなかつた¹⁹⁾ のである。

中世社会において、自力によって自分自身の生命と財産の安全を守ることができる者は、すべて自分の権利は自分で守ることが建て前であった。それゆえ自分で自分の生命、財産を守る力のあるものは誰でも、暴力行使の権限をもっていた。各人がこの権限をもって守るそれぞれの権利は、まさに神の法なのだから、それが侵されたものは神に対して侵害された権利を回復する責任を負うのであり、したがってこの権利は同時に義務であった²⁰⁾。

この権利闘争の法廷外的＝実力的方法は、ふつう「フェーデ」(Fehde)・自力救済と呼ばれ、それは戦争と全く異なる暴力行使によるものであった。フェーデとは、ゲルマン法における実力による紛争解決制度のことであり、法廷裁判とともに合法的とされていた。これは、生命・身体・財産・名誉を傷つけられた被害者のジッペ（親族）が、加害者の所属するジッペに対してもつゲルマン古代の復讐権が発展したもので、ジッペが衰退した後はその行使権は個人に移行した²¹⁾。法廷内における権利闘争も法廷外のフェーデによる権利闘争も、中世の人びとの目にはいずれも神の御前における神聖な裁判の一方式にすぎなかつた。したがって、フェーデは中世自由人の基本的権利であり、中世法によれば、裁判による救済を求めるか、それともフェーデによる自力救済を

おこなうかの選択権は、各人に委ねられていたのである。

暴力の大規模な組織だった行使は戦争である。中世人は個人間の暴力行使と、国家間の暴力行使との間に本質的な区別をつけず、それをいつも神の面前での裁きとした。だから中世は原則としてフェーデ、戦争が常態の世の中だった²²⁾のである。

1. 3. 神の平和運動と誓約団体による自治権獲得運動

自力救済権の行使、つまりフェーデは、中世では合法的な権利であったが、それを行いうるものとそうでないものとの差が次第に大きくなってくる。それについて、フェーデによる正義の実現よりもその被害の方が大きくなってくる。というのはフェーデは相手を苦しめるため、村を焼き田畠を荒らすことも容認されていたからである。戦時における掠奪は、権力者にとって必要かつ正当な活動であった。都市においても、市民は理由なく虐待され、あるいは徒党を組んで対立しあっており、秩序を維持する警察機能はほとんどなきに等しかった。

フェーデの弊害が目立つようになっても、それが中世の自由人の基本権である以上、それに制限を加えるには、正当な理由が必要であった。中世の自由人の基本権行使の制限に対するしかるべき理由とその方法を提供したのが、11世紀、東部フランスのクリュニー修道院から始まった教会改革運動とその社会的実践である「神の平和」(Pax Dei) 「神の休戦」(Treuga Dei) 運動である。この運動の推進者たちは、人びとがたがいに傷つけあうのはキリストの身体を傷つけるようなものだから、人びとは互いに平和をまもり、その力をキリストの敵をうつためにあわせるべきだと説いてまわった。「神の平和」とは、特定の人や財産を侵害せぬ旨の封建貴族間の平和誓約であり、「神の休戦」とは、特定期間、例えば金曜日から月曜日・待降節・四旬節・復活祭などの期間内のキリスト者同士による戦闘の禁止のことである²³⁾。

この運動に参加した人は、特定の期間、特定の対象にかぎり、フェーデ権の行使を中止することを誓いあった。この運動の参加者の間に平和を約束した誓

中世都市と共和主義（的射場）

約団体が形成されたので、この団体内における一切の暴力の行使は、権利の行使ではなく、不正な暴力・不法の行使となった。しかも不法によって直接被害を受けるのはまず団体それ自体であるから、団体はみずから直ちにその禁圧と除去に乗り出すことができた。要するに団体は職権に基づいて不法を裁きうるにいたったのであるが、この運動は裁判権にとって不可欠の強制権・執行権を十分に提供することができなかつたので、ほとんどが失敗に終わった²⁴⁾。

この神の平和・休戦というアイディアは、都市の自治権獲得運動の中で採用された。フェーデという暴力行使による自力救済が正当なものであつただけでなく、相手との戦いにおいては掠奪行為そのものも、合法的であり正当な社会であつてみれば、都市に住む人びとに対する都市領主からの恣意的な課税や暴力もまた日常的であった。それゆえに、かれらはみずからの権利と身の安全を守るために、神聖な誓を立ててお互いを助け合うための団体形成へと向かい、そして、都市の安全と秩序を守るために武器をとるのは、ごく自然な成り行きであった²⁵⁾。市民たちはたがいにフェーデの中止を誓いあって団結し、軍隊とその資金を用意して完全に平和な団体を市壁のなかにつくりあげた。市民は、各自が自力救済権を否定しあうことによって、団体そのものを一つの自力救済権者に変えたのである²⁶⁾。内部では一切の暴力が禁ぜられ、都市内部の平和をみだし、団体員に危害を加えるものには、市民の団体が自力救済権を発動したのである。

だが、市民はもともと都市領主の保護のもとにあり、この都市領主は多くの場合司教であった。そこで本来完全な自力救済権をもたない市民たちが団結してその権利を獲得しようとすることは、都市領主たる司教の権利を侵すものと解釈され、司教の弾圧がくだされる。ここに市民の経済的独立への要求ともからみあって市民自治への闘争がおこってくる。これがいわゆるコミューン（自治都市）運動であって、司教のほとんどはコミニーン運動を異端のように嫌つた²⁷⁾。

こういう運動の結果、領主たちは、11世紀末から12世紀にかけて自治権を認める特許状を都市に与え、自治を公認するようになったのである。特許状に

は「この地方の平和のために」「平和の維持のために」「将来にわたって保持されるべき平和のために」と明記された。多くの特許状において《pax》（平和）ということばが《communia》（コミューン）と同義に用いられていることからも分かるように、当時の人びとにとってコンユラティオ（「誓約団体」）に基づく自治都市は平和団体でもあった²⁸⁾。こうして長い時間と多くの犠牲を払って、市民たちは、自分たちの都市を法的に承認された自治共同体の地位にまで発展させたのである²⁹⁾。

2. 誓約兄弟盟約と自治都市

2.1. 商人ギルドと自治権獲得

私たちがすでに見てきたように、ヨーロッパ世界が外民族の侵入による混乱から落ち着きを取り戻し、その中で経済活動や交易が活発になり、余剰生産物を売買する場所としての市場の必要性から中世都市は生まれた。暴力が常態である中世ヨーロッパにおいては、「商業生活にとって基本的に必要な諸条件」とは、「交通の便と安全」³⁰⁾であった。だからこそ、中世都市は、まず外敵から守る要塞都市として建設されたのである。経済的な繁栄のために不可欠なのは、なによりも平和と安全であり、商工業者の自由であった。だが都市領主は、これらを必ずしも十分に提供しているとは言えなかった。それどころか商工業にたずさわる人びとに対する虐待や財産の掠奪さえも行っていたのである。

都市の上層市民たる商人は、最も富裕で、最も活動的であつただけでなく、彼らは、商業的な必要に迫られて、「ギルド或いはハンザと呼ばれる団体に団結」³¹⁾していた。これらの団体は、都市の重要な経済活動を代表する団体であり、みずからの選挙で長を決め、みずから規律を決め、「彼らの分担金を財源とする寄金」がこの団体の必要とするものを供給し、「ギルド会館が集会所の役割を果たす」³²⁾という、一切の権力から独立した自治的な組織であった。そしてこの自動的な商人組織こそが、都市行政における領主権力の不備を補ったのである。つまり、かれらは、「法律的な資格を一切もつことなく、生成期の

中世都市と共和主義（的射場）

都市の設立と整備に自ら進んで全力を傾け、「その収入の一部を防備施設の建造や道路の維持に充て」³³⁾ たのである。都市領主及びその城代は、商業の発展のためには絶対に必要であった道路整備や市壁の整備などの公共事業を、商人組織であるギルド組合員が彼ら自身の資力でまかなうことを阻止するいかなる理由もなかったので、かれらによる非公式な自治をまさしく放任したのである。

ピレンヌは、「フランドル地方ではギルドが都市自治の先導者であった」³⁴⁾ と述べている。それは、ギルドには、法的権利はなかったにもかかわらず、「ギルドのメンバーの間に存在した団結力、ギルドがもっていた勢力、ギルドが自由にし得た資力、最後に市民的住民の集団的諸必要についてギルドが有していた理解」によって、実際的に都市行政に参加し、「各都市で、ギルドの長が、事実上、コムーネの行政官の諸機能を果たしていた」³⁵⁾ からである。ウェーバーは、中世都市が自治団体にまで発展できたのは、「市民たちの上位にある政治団体が、合理的な行政をもっていなかった」³⁶⁾ からであると指摘しているが、まさにそのとおりであった。

このように、都市においてまさに必要に迫られる形で「自治」を実践した商人層であるが、その存在は、その経済力に比し、法的にも身分的にもきわめて不安定なものであった。かれらの安全も財産も領主や騎士たちによって脅かされていた。かれら商人層は、みずからの人格的自由を確実なものにし、そして都市における平和と安全をより実効性のあるものにするために、都市においてすでに実践していた「自治」を、法的に承認されたものにしようと企てた。みずからが「時効や慣習によって獲得していた」³⁷⁾ 自由を、都市住民全体の自由へと拡大しようとしたのである。それが、自治権獲得運動である。商人ギルドに結集していた上層市民が主導し、誓約兄弟盟約による「コンユラティオ」の形成を行い、まさに団体としての「コンユラティオ」が都市領主から自治権を獲得したのである。社会的身分としての市民（都市在住の商工業者）を、法的な身分としての市民に転換させたのである。誓約兄弟盟約によって市民となつた都市住民は、都市法に従う「法仲間」³⁸⁾ として、自由になり法の下の平等

を獲得したのである。

このようにして成立した自治都市であることが、ヨーロッパの中世都市を他の地域の都市との違いを際立たせているものである。だが、注意しておくべきは、都市に定住した商人たちが自治を求めたのは、領主から政治的に経済的に自立することにその第一義的な目的があったのではないということである。まさに経済的繁栄という目的を達するには何よりも平和と安全が必要であり、また人格的自由を含めたさまざまな自由が必要であったがゆえに、都市の自治権を必要としたのである。結果としての自治権獲得であった。

2. 2. 都市の空気は自由にする

中世都市は、ウェーバーによれば、何よりもまず、兄弟盟約として構成された団体³⁹⁾、あるいはそのように解釈された団体であった。したがって、これらの都市には、そのことにふさわしい宗教的なシンボル、すなわち市民としての資格にもとづく団体信仰が存在した。言うなれば、一つの都市神ないしは都市聖者が、市民それ自体のために存在していたのである⁴⁰⁾。城壁や都市広場とならん教会が、ヨーロッパ中世都市の指標とされるゆえんである。

ウェーバーは、インドと中世ヨーロッパを比較し次のようにいう。インドにおいては、「ジッペのほかに、さらに、内婚的でありかつタブー的に排他的な諸カスト」が、このような都市市民団の結成可能性を阻害していた⁴¹⁾。これに対して、キリスト教は、「このようなジッペのきずなのすべてについて、その宗教的重要性を最終的に無価値にし・破壊してしまった」⁴²⁾のである。それゆえ、中世ヨーロッパにおいて、「市民たちが呪術的または宗教的な制約によってこの組織団体化を阻止されていなかった」⁴³⁾ので、中世都市は団体に発展できたのである。都市は「『市民たち』の団体」であり、市民たちは、この「市民」という資格において、もっぱらかれらのみが享受しうる共通の法に服し、身分的な「法仲間」⁴⁴⁾をなしていた。つまり、市民は、共通の法に服する法仲間として、平等かつ自由な存在となったのである。

ジッペや部族の拘束を離れて、市民が個々人として市民宣誓を行なったので、

中世都市と共和主義（的射場）

全市民が一つの都市市民団——一般的な宗教的・市民的同権、通婚権、食卓の共同、外部に対する連帶性に基づき一団体に結集することが可能になった。ジッペや部族ではなく都市という地域団体に個人的に所属しているということが、市民としての人格上の法的地位を保障したのである⁴⁵⁾。

都市を誓約兄弟盟約による団体形成によって自治的な空間に変え、その団体を自力救済権者にするに与って力があったのは、先にも述べたように、遍歴商人としての都市の上層市民であった。かれらは、まさしく危険を冒しての旅によって財をなしたが、その多くは農奴の出身であったと思われる。だが、故郷を放棄した他所者のかれらを憶測だけで農奴と決めつけることは誰にも許されなかった。「法は、法が主人への帰属を決定できない人間は、止むを得ず自由民として取り扱う⁴⁶⁾」ことになり、かれら商人は、慣習と時効によって、結局は、「自由民」という身分を獲得できたのである。だからこそ、市民の不可欠な要請として、まず「人格の自由」を、次いで特別な裁判所・平和のための刑法・不都合な貢租の撤廃・自治権などを主張することができたのである⁴⁷⁾。

都市住民は、誓約団体としての「コンユラティオ」に加入する時、軍役と互助を基本とした誠実宣誓（Treueid）を行い、相互の誠実・援助・評議の義務を負うことを確認した。これによって、かれらは文字通りの盟約兄弟になるわけである⁴⁸⁾。誓約兄弟盟約の積極的な目標は、さしあたりは、防御と抵抗のために、相互間の平和的な紛争解決のために、また都市住民の利害に即した司法を確保するために、その地に定住している土地所有者たちを結集するということであった。それゆえ、土地を所有していることによって有資格とされた住民の全部を宣誓させたのである。宣誓への参加を強要した。宣誓しない者は、その都市を退去しなければならなかつた⁴⁹⁾。

このようにして、都市は統一された世界となり、そこでは法的に特別な諸条件と規範が効力をもち、周辺の領域とは別の空気を呼吸することになる。この解放的な空気を満喫することは、「都市内に永続的な住居を得た外来の非自由民にも認められる。彼らは、1年と1日の期限内に自らの主人から要求されなければ、自由を獲得した」⁵⁰⁾。旧来の従属関係から解放されたのである。した

がって都市は「都市の空気は自由にする」という法諺が明らかにしているように、まさしく非自由身分から自由身分に上昇してゆける場所となつたのである。

2. 3. 恣意からの自由

誓約兄弟盟約運動によって成立した自治都市は、経済的には農村と相互依存関係にあったが、原理的には農村と対立していた。農村は封建領主が支配権を握っている場所であり、都市はその封建領主から離れた別個の法域、すなわち都市法の行なわれる特殊の法域⁵¹⁾を形成した。

当時の都市に自治権を与えた特許状を分析したプティ・デュタイイによれば、市民の要求の本源的なところには、とりわけ諸侯の役人に手荒く扱われないこと、不正に逮捕されたり罰せられたりしないこと、取るに足りないことで罵られたりしないことがあった。都市の自治権を認めた領主は、市民への暴力行為や苛斂誅求を控えた。市民の人身と財産は領主の虐待や略奪から守られたのである。領主たちは不当な召喚をやめ、恣意的なあるいは取るに足りない理由での逮捕をやめた⁵²⁾。安全、不作法・虐待にたいする保障、恣意的裁判に対する防御などは領主によってなされる譲歩の第一のものであった。そして、そのうえで、市民たちは恣意的な税・徵発・賦役を自分たちに課すことのないようにという要求を行つたのである。

さらに、一つの裁判共同体を構成している都市の市民は、都市外の裁判に、すなわち、その裁判領主以外のいかなる法廷へも決して召喚されないという特権を確立していった。この事柄は市民の目にはきわめて重要だと思われた。人びとは時間を失うこと、悪意を抱く裁判官に裁かれる危険を冒すことを望まなかつた。人びとは自分の都市で、仲間の前で、都市の法的個性を代表し、そのもろもろの権利と慣習を知っている市民によって構成される地域裁判所で裁かれることを望んだのである⁵³⁾。

自治都市は、慣習法を成文化し、独自の都市法を形成していった。領主の恣意をはじめとする平和の侵害は、人びとの認識では、成文の規範がないことによって増幅されるのであり、「平和」の実現を求めるのであれば、慣習法の成

中世都市と共和主義（的射場）

文化は、当然の要求であったからである。

市民相互の紛争の解決手段として、非合理的な証明手段—とりわけ決闘—を廃して特別の都市的訴訟制度を作り出した。すでに述べてきたように、市民は、領主をはじめとする内外の敵に対する防御と抵抗のために、また相互間の平和的な紛争解決のために、たがいにフェーデの中止を誓いあって団結し、軍隊とその資金を用意して平和の団体を市壁のなかにつくりあげ、団体そのものを一つの自力救済権者に変えたのである。

都市を自力救済権者に変えたわけであるから、市民はみずから武器をとって都市の安全と秩序を守らなければならなかった。それは、従来の都市の支配者たる領主の都市自衛権を奪い、都市団体に都市の自衛権を委ねることであった。それが自発的に行なわれなかつた都市では、市民はこの権利を力ずくで奪い取つた。皇帝や司教や都市領主の都市内の城塞をとり払い、これを都市城壁の外に移した。また皇帝その他の都市領主は都市内に自己の軍隊を駐屯させる権利をもたないという原則も確立したのである。

市民が都市の治安維持、都市の平和と秩序をみずからの支配下におくと、やがて徵税権もその手に奪いとつた。税金は支配者の懷ではなく、自治体の会計に流れ込むようになつた⁵⁴⁾。

結びに代えて

ヨーロッパの中世都市が、いかにして自治都市として自立してきたかについて論じてきたが、最後に、どのような機関によって自治がなされていたのか、また、市民はどのような義務を負っていたのかについて、簡単に見ておきたい。

古典古代の共和主義的都市において必ず存在するのが、民会である。この民会に該当する住民集会の存在について、オットカールは次のように指摘している。「都市世界の在り方に由來する多かれ少なかれ恒常的な諸問題、すなわち、領主課税の配分、防衛施設の維持、あるいは軍事上の警備などの問題を解決す

るため」⁵⁵⁾ に住民集会が作られた、と。プティ＝デュタイイによれば、ボーモン市では「年に3回の全体集会」⁵⁶⁾ が開催され、その集会に参加することは、都市市民にとっては権利であると同時に義務であり、これに反すれば罰金を課せられた⁵⁷⁾。

しかしながら、古典古代の民会に相当するこれらの住民集会や全体集会について言及している文献はほとんどないことを考えても、その重要性を大きく考えるべきではないだろう。実質的に都市を統治したのは、その起源を商人ギルドにもつ参事会であった。この参事会は、もともとは市場の紛争を裁くという機能から発している⁵⁸⁾ ように、裁判所と重なりあっていて、同じ人間が、同時に市民の「裁判官でもり行政官でもあ」⁵⁹⁾ った。都市住民は自分たちの選出した代表者にその権力を委託したのであるが、それゆえ、その任期は一年であった⁶⁰⁾。「官職のこの一年任期制はその官職が選挙によることの結果」⁶¹⁾ なのである。参事会員の数は、都市の大きさによって様々であったが、「6人から36人で、一般には12という数字が好まれた」⁶²⁾ という。参事会員に選ばれるという名誉に浴したのは、商人ギルドの有力メンバーであり、後に都市貴族と称される有力商人層であった⁶³⁾。

参事会の仕事は、都市行政のあらゆる分野にわたっていた。「財政の、商業の、工業の警察権を掌握し、公共土木事業を命令且つ監督し、都市の食糧供給の組織をつくり、コミューン軍の装備と軍紀を規制し、子供のために学校をつくり、貧者と老人のための救済院の維持に費用を投ずる」⁶⁴⁾ などの仕事を行ったのである。参事会の発布する諸条令は、真正の都市法となつた⁶⁵⁾。

フェーデという私闘が正当化され、それゆえ掠奪行為そのものが戦時行為として正当化されている封建社会において、都市という平和な領域を担保することは、市民に過大な財政負担と義務を強いるものであった。フリツ・レーリッヒによれば、「1379年のケルンの財政では、全支出の約82%が直接間接に都市の防衛に支払われた」⁶⁶⁾ という。その大部分は、防禦施設の建設に支出されたのである。市民は武器の保有を義務づけられ、有力市民は軍馬と完全な甲冑を用意しなければならなかつた⁶⁷⁾。多くの都市では、夜、市壁と市門で見

中世都市と共和主義（的射場）

張りをすることも市民の義務のひとつになっていた⁶⁸⁾のである。

自治権を獲得した中世都市が歴史上でもつ意味と、そもそもその本稿の主題である、共和主義との関係について一瞥することで、本稿を閉じたい。

すでに私たちも見てきたことであるが、あらためてオットカールの指摘を借りるならば、自治都市の成立を過大に評価し、「叛乱や革命的压力の中に、コムーネ自治の主要な条件やその諸権限の起源を見ることは控える必要がある」⁶⁹⁾ ように思われる。中世都市の自治権獲得運動とその諸要求は、なんら既存の秩序の転覆を目指すようなものではなかった。市民は、大諸侯、聖職者、貴族の諸特権と権威に異議をさしはさむことなく、これを容認する。市民はみずから生存に不可欠な譲歩を、都市領主に迫っただけなのである。市民は革命家ではない。市民が過激に走ることがあるっても、それは、体制に対する憎悪によるものではない。それは、まったく単純に、都市領主に譲歩を強制するためのものであった⁷⁰⁾。都市に自治権を付与した特許状や、都市的諸特権を記述した証書を詳細に分析したプティ＝デュタイイによれば、「その中心的目的は、恣意から自己を防衛することである」が、それをもっとも確実にする方法は、「都市から領主側の役人を排除して自ら管理を行う」⁷¹⁾ ことにあったからである。

中世都市は、封建制社会の中に、それと対立するかのようにして成立した。そこに、市民的なるもの、共和主義的なるものを見出せるのではないか、というのが本稿のそもそもの課題であった。共和主義が、権力者の「恣意的な干渉」から自由であるために、人びとが何よりも人格的な自由を手に入れ、そして法的に平等な主体として政治に参加し、市民として公の事柄を担うことであるすれば、これまで考察してきた中世都市は、市民の政治参加という面では不十分ではあったとしても、それでもなおその実践を精神において共和主義的であるということができるのではないだろうか。

註

1) Cf., Knud Haakondden, 'Republicanism', in Goodin, Robert E., and Pettit, Philip, A

- Companion to Contemporary Political Philosophy*, Oxford : Blackwell Publisher, 1993, p. 569.
- 2) Cf., Philip Pettit, *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford, 1997, pp. 11.
 - 3) Cf., Kenneth Minogue, *Politics: A very short introduction*, Oxford University Press, 1995, pp. 1-9.
 - 4) Hannah Arendt, *On Revolution*, Penguin Books, 1963, 1990 (rep.) p. 41. ハンナ・アレント（清水速雄訳）『革命について』（中央公論社, 1975年）, 40頁。
 - 5) 堀米庸三『世界の歴史3 中世ヨーロッパ』（中央公論社, 1974年）, 155頁。
 - 6) アンリ・ピレンヌ（佐々木克巳訳）『中世都市—社会経済史的試論一』（創文社, 1970年）, 117頁。
 - 7) 新睦人『ヨーロッパ都市の原像』（木鐸社, 1975年）, 121頁。
 - 8) フリツ・レーリッヒ（魚住昌良・小倉欣一訳）『中世ヨーロッパ都市と市民生活』（創文社, 1978年）, 6頁参照。
 - 9) 新睦人, 前掲書, 104頁参照。
 - 10) 前掲書, 同頁。
 - 11) 増田四郎『都市』（筑摩書房, 1968年）, 107頁参照。
 - 12) 増田四郎『ヨーロッパ中世の社会史』（岩波書店, 1985年）, 167頁参照。
 - 13) レーリッヒ, 前掲書, 11頁参照。
 - 14) 山内進『掠奪の法觀念史一中・近世ヨーロッパの人・戦争・法一』（東京大学出版会, 1993年）, i頁。
 - 15) C・H・マクワルワイン（森岡敬一郎訳）『立憲主義 その成立過程』（慶應通信, 1966年）, 109頁。
 - 16) 世良晃志郎「中世法の理念と現実」『岩波講座 世界の歴史7 中世1』（岩波書店, 1969年）, 413頁。
 - 17) 世良晃志郎, 前掲書, 413頁。
 - 18) 前掲書, 411頁参照。
 - 19) 前掲書, 430頁参照。
 - 20) 堀米庸三, 前掲書, 150頁参照。
 - 21) 京都大学文学部西洋史研究室編『改訂増補 西洋史辞典』（東京創元社, 1964年）, 556頁。
 - 22) 堀米庸三, 前掲書, 150頁参照。
 - 23) 前掲書, 153頁参照。
 - 24) 前掲書, 同頁参照。
 - 25) ハインリッヒ・プレティヒヤ（関楠生訳）『中世への旅 都市と庶民』（白水社, 1982年）, 18～19頁参照。

中世都市と共和主義（的射場）

- 26) 堀米庸三, 前掲書, 154 頁参照。
- 27) 前掲書, 155 頁参照。
- 28) 高橋清徳「解説：コミューンと都市法」Ch・プティ＝デュタイイ（高橋清徳訳・解説）『西洋中世のコミューン』（東洋書林, 1998 年), 132 頁参照。
- 29) 新睦人, 前掲書, 105 頁参照。
- 30) ピレンヌ, 前掲書, 117 頁。
- 31) 前掲書, 158 頁。
- 32) 前掲書, 同頁。
- 33) 前掲書, 159 頁。
- 34) 前掲書, 160 頁。
- 35) 前掲書, 同頁。
- 36) ウェバー（世良晃志郎訳）『都市の類型学』（創文社, 1964 年), 107 頁。
- 37) ピレンヌ, 前掲書, 159 頁。
- 38) ウェバー, 前掲書, 77 頁。
- 39) 前掲書, 105 頁。
- 40) 前掲書, 同頁参照。
- 41) 前掲書, 96 頁。
- 42) 前掲書, 91 頁。
- 43) 前掲書, 107 頁。
- 44) 前掲書, 77 頁。
- 45) 前掲書, 96 頁参照。
- 46) ピレンヌ, 前掲書, 108 頁参照。
- 47) 新睦人, 前掲書, 109 頁。
- 48) 前掲書, 138 頁参照。
- 49) ウェバー, 前掲書, 119–120 頁参照。
- 50) N・オットカール（清水廣一郎・佐藤真典訳）『中世の都市コムーネ』（創文社, 1972 年), 19 頁。
- 51) 増田四郎, 『都市』, 前掲書, 96 頁参照。
- 52) プティ＝デュタイイ, 前掲書, 47 頁参照。
- 53) オットカール, 17 頁参照。
- 54) プレティヒヤ, 前掲書, 18 ~ 19 頁参照。
- 55) N・オットカール, 前掲書, 46 頁。
- 56) プティ＝デュタイイ, 前掲書, 98 頁。
- 57) 前掲書, 88 頁。
- 58) レーリッヒ, 前掲書, 140 頁。
- 59) ピレンヌ, 前掲書, 175 頁

- 60) 前掲書, 149頁参照。
- 61) 前掲書, 149頁。
- 62) プレティヒヤ, 前掲書, 29頁。
- 63) 前掲書, 同頁参照。
- 64) ピレンヌ, 前掲書, 176頁
- 65) 前掲書, 同頁参照。
- 66) レーリッヒ, 前掲書, 143頁。
- 67) 前掲書, 同頁参照。
- 68) プレティヒヤ, 前掲書, 52頁参照。
- 69) オットカール, 前掲書, 52頁。
- 70) ピレンヌ, 前掲書, 144頁参照。
- 71) プティ＝デュタイイ, 前掲書, 86頁。